

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

勝浦市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

勝浦市長

## 公表日

平成27年5月28日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護法に基づく保護の実施に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止または廃止に関する事務、保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務など</li><li>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</li></ul>
③システムの名称	生活保護システム、住民基本台帳ネットワークシステム、統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 15項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】:9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120項 【情報照会】:26項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):8,9,11,12,17,19,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条 (情報照会の根拠):19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長	福祉課長 花ヶ崎 善一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地1 勝浦市役所 総務課 電話:0470-73-6646
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地1 勝浦市役所 総務課 電話:0470-73-6646

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 变更箇所